

# 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 運営規程

## 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設

（運営規程設置の主旨）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーションサービス）（以下、「事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上および心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 事業者は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村等と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 事業者は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設
- (2) 解説年月日 平成6年4月1日
- (3) 所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎89号14番地2
- (4) 電話番号 0770-72-5115  
FAX番号 0770-72-5477
- (5) 管理者名 施設長 秋野 裕信
- (6) 介護保険指定番号 1852380011号

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(兼務)
- (2) 医師 1人(兼務)
- (3) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士  
1人以上
- (4) 看護職員 1人(兼務)
- (5) 介護職員 4人以上
- (6) 管理栄養士及び栄養士 1人以上
- (7) その他  
・事務職員・調理師・運転手 若干名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し入所者の心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の資質を助けるための理学・作業・言語療法を計画的に行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 調理員は、利用者の食事の調理、盛り付け、配膳を行う。  
事務員は、利用者及び家族並びに来訪者等への窓口対応を行う。  
運転手は、通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)利用者の送迎を行う。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)の利用定員数は、20人とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 : 祝日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間とする。
- (2) 営業時間 : 8時30分から17時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 : 9時30分から16時00分までとする。ただし、短時間通所リハビリテーション(短時間介護予防通所リハビリテーション)利用者については、9時30分から11時30分または13時00分から15時00分までとする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 別紙「利用料金表」加算利用料金項目欄に該当する状態とする。

(利用料金およびその他の費用)

第10条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した通所リハビリテーション費(介護予防通所リハビリテーション費)の1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費(1食につき)

① 昼食	673円
② 夕食	590円

(2) 日常生活費 160円(1日当たり)

ヘアブラシ30円/本・カミソリ(使い捨て)50円/本・シェービング剤300円/本・牛乳石鹸80円/個・リンスインシャンプー800円/本・ボディソープ800円/本・おしぼり(使い捨て)20円/枚・フェイスタオル20円/枚・バスタオル50円/枚・食事用エプロン760円/枚・歯ブラシ50円/本・歯磨き粉100円/本・コップ500円/個・ポリデント710円/箱・口腔ケアウエットマイルド251円/袋・ティッシュ80円/箱・飲料(カフェオレ・ミルクココア・紅茶・アクアファイト等)50円/杯

上記物品については、利用者個人の希望に応じて提供するものとし、選択できる。

(3) 教養娯楽費	実費
(4) 治療食材料費	100円(1日当たり)
(5) オムツ(テープタイプ・パンツタイプ)	55円(1枚当たり)
(6) 尿パット	22円(1枚当たり)

(7) 別紙「利用料金表」に定める、別途負担料金

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

- 4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。
- 5 前項の変更を行う場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

高浜町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業者は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒、喫煙、火気の取り扱いは当施設では固くお断りいたします。
- ・ 設備・備品の毀損、及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。故意又は重大な過失によって設備・備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復する責を負わねばならない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、特定の政治活動等」は、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 当施設職員に対する暴言・暴力・セクハラ行為は禁止する。
- ・ 当施設職員の指示に従うこと。
- ・ 当施設内の清潔及び整頓、並びに身体及び衣類の清潔に努めること。
- ・ その他、施設長が必要と認める事項。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) 施設は前項に定める訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第14条 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - (5) 施設は介護保険サービスの提供を行っている時に、入所者に病状急変及びその他障害が生じた場合は速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じると共に管理者に報告する。
- 2 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等および当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（職員の服務規律）

第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 17 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- ① 採用時研修……………年 1 回以上
- ② 継続研修……………年 1 回以上

（職員の勤務条件）

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 19 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 4 施設は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
  - (1) 施設における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
  - (2) 施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(業務継続計画<BCP>の策定に関する事項)

第 21 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(就業環境の確保)

第 22 条 施設は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 23 条 事業者は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業者は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、法第 23 条の規定による市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 4 事業者は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと

する。

- 5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 事業者職員に対して、事業者職員である期間および事業者職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業者職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業者職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設の施設長が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成19年1月1日より施行する。  
この改正規程は、平成20年4月1日より施行する。  
この改正規程は、平成24年5月1日より施行する。  
この改正規程は、平成24年6月1日より施行する。  
この改正規程は、平成26年4月1日より施行する。  
この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和3年8月1日より施行する。  
この改正規程は、令和4年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和5年7月1日より施行する。  
この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。